

主任技術者・監理技術者の専任を要する期間について

監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日付け国総建第315号)

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

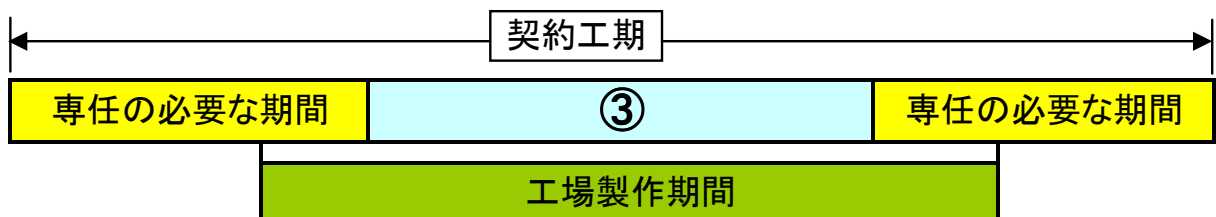
・発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

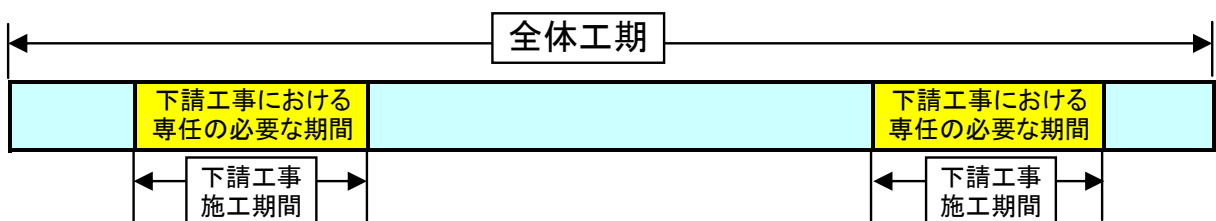
「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任期間



「工場製作を含む場合」の専任期間



「下請工事の場合」の専任期間



※下請工事においては、施工が断続的に行われることが多い事を考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間